

特例期間の延長に伴い、申請期限を変更(延長)しました。

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策関連事業（雇用関連）

鶴岡市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、雇用維持及び雇用の安定を図るため、社会保険労務士や弁護士に雇用調整助成金等の申請を依頼した際の費用を補助します。

鶴岡市雇用調整助成金申請代行補助金

補助対象となる方

鶴岡市内に事業所を有する事業者の方

※下記に該当する方は対象外となります。

風俗営業及び性風俗関連の特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体のいずれかに該当する事業所の事業者

補助対象の費用

申請依頼に係る経費（代行報酬等）のうち、消費税及び地方消費税を除いた経費。

ただし、国の定める特例措置期間（令和2年4月1日～令和3年2月28日）に休業を実施した場合に限る。

補助金額

1事業所あたり上限**40**万円。但し、千円未満は切り捨て。

※上限額に達するまで、複数回の申請が可能です。

申請方法

次の書類を下記まで郵送にてご提出ください。

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②助成金支給申請書の写し（※裏面含む。詳細は次ページをご覧ください。）
- ③社労士等への支払いを証明できる書類（※詳細は次ページをご覧ください。）
- ④市税納付状況の照会に係る届出（納税状況照会）
- ⑤通帳の写し（銀行名と支店名、口座番号、名義人などがわかる部分）
- ⑥その他

申請書の提出及び問合せ先

鶴岡市 商工観光部 商工課（鶴岡市役所5階）

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

電話：0235-25-2111（内563）

FAX：0235-25-7111

※詳細は市ホームページをご覧ください。
各種様式のダウンロードも可能です。



申請期限

令和3年3月5日（金）必着

○助成申請書の写しについて

助成申請書の写しについては、原則として「ハローワーク鶴岡の受付印が押印されたもの」をご提出ください。郵送申請を行い手元にない場合は、ハローワーク鶴岡（0235-25-2501）にご相談いただき、ご準備をお願いします。

ただし、以下の方法で申請した場合は、下記の書類を添付してください。

(1)山形労働局へ助成金等の申請を行った場合

山形労働局の受付印が押された「支給申請書の写し」をお持ちであれば、それを添付して申請することが可能です。

郵送等で行い場合は、受付印が押されたものがなければ、提出した「支給申請書の控え」と「支給決定通知の写し」の2点を添付してください。

2)オンラインで助成金等の申請を行った場合

申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きますので、そのメールを印刷していただき、「支給申請書の控え」とともにご提出ください。

※社労士等からの代行であることを確認するため、支給申請書の裏面に代行であることを署名する欄がある申請書様式の場合は、裏面もコピーの上、ご提出ください。

○社労士等への支払いを証明できる書類について

原則として、領収証を添付してください。但し、振り込みやインターネットバンキング等で領収証を得ることが難しい場合は、下記のように支払いを証明できる書類に加えて、内訳の確認のため、請求書の写しを添付してください。

(振り込みが確認できる書類の例)

振込金受取書の写し、利用明細書の写し、通帳の写し(但し、社労士等の名前と支払い金額が確認できるもの)、承認結果等を印刷したもの(インターネットバンキング等の場合)